

日常生活支援総合事業 第1号訪問事業 契約書別紙（兼重要事項説明書）2025年3月1日現在

愛媛医療生活協同組合
若水在宅ケアステーション

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	愛媛医療生活協同組合
主たる事務所の所在地	〒791-1102 松山市来住町1091-1
代表者（職名・氏名）	理事長 今村 高暢
設 立 年 月 日	昭和28年11月14日
電 話・FAX 番 号	TEL：089-990-8820 FAX：089-990-8865

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	若水在宅ケアステーション	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒792-0017 新居浜市 若水町 1-7-45	
電 話・FAX 番 号	TEL：0897-37-5401 FAX：0897-37-1566	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	3870500703
管 理 者 の 氏 名	菰田 貴子	
通常の事業の実施地域	新居浜市・西条市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで ただし、8月15日・12月30日～1月3日まで及び祝祭日を除く
営業時間	月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00 提供日・提供時間についてご要望がありましたらご相談下さい。

5. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
自立支援	自立を促し、自立生活のための見守り支援を行います。 例) 安全確認、転倒予防のための見守り・声掛けなど

6. 事業所の職員体制

管理者及びサービス責任者	菰田 貴子（介護福祉士）
サービス責任者	伊藤 喜子（介護福祉士）、檜崎 綾（介護福祉士）

職	職務内容	人員数
管理者	1. 職員及び業務の管理を、一元的に行います。 2. 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
サービス提供責任者	1. 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をします。 2. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ります。 4. 訪問介護員等（サービス責任者を除く）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を支持するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5. 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 6. 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7. 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 8. その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常 勤 2名以上
訪問介護員	1. 介護予防訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な訪問介護のサービスを提供します。 2. サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3. サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4. サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	非常勤 3名以上

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証（1割～3割）に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	1週間の提供回数が1回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	1週間の提供回数が2回程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	1週間の提供回数が2回を超える場合 (事業対象者・要支援2)	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示する(新居浜市が規定する)ものであり、その金額が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※1	当該加算の算定要件を満たす場合	月額の利用料金の24.5% (基本料金+各種加算減算)			

(注) ※1印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際にお選び下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

(口座自動引き落としの場合、領収書の発行は、翌々月になります。ご了承下さい。)

毎月、翌月15日までに当月分の請求をいたします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —

9. 事故発生時の対応

事業者のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び新居浜市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を整備します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。
- ⑤ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

11. 感染症対策の強化

事業者は職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等において衛生的な管理に努めます。

事業者は、感染症の予防およびまん延防止のため次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ③ 職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回定期的に実施します。
- ⑤ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. ハラスメント対策の強化

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。またカスタマーハラスメント（利用者やその家族などからの著しい迷惑行為）の防止に取り組みます。ハラスメントがなされた場合、当該職員ないし事業所が利用者へサービス提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、2003年8月15日にISO9001の承認を取得し、その後ISO9001:2015、JIS Q9001:2015の承認を受け、提供するサービスの評価を行っています。

直近の実施年月日：2021年6月18日に再認証審査を実施

評価機関：ビューローベリタスジャパン株式会社

評価結果及び、報告書は法人・事業所で開示されています。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	若水在宅ケアステーション
	TEL : 0897-37-5401 FAX : 0897-37-1566 (月～金 9:00～17:00) 愛媛医療生活協同組合 本部 TEL : 089-990-8820 FAX : 089-990-8865 (月～金 9:00～17:00)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	愛媛県国民健康保険団体連合会	TEL : 089-968-8800 (代表) FAX : 089-965-3800 (月～金 8:30～17:15)
	新居浜市介護福祉課	TEL : 0897-65-1241 FAX : 0897-37-3844 (月～金 8:15～17:15)
	西条市介護保険課	TEL : 0897-56-5151 FAX : 0897-52-1408 (月～金 8:15～17:15)
	四国中央市介護保険課	TEL : 0896-28-6000 FAX : 0896-28-6056 (月～金 8:15～17:15)

※ 休日・年末年始 12/29～1/3 を除く

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

○交通費

通常のサービス実施地域にお住まいの方は 無 料 です。

それ以外の地域の方は、訪問介護に要した交通費については、以下の交通費の実費が必要です。

実施地域を越えた地点から片道概ね30km未満	1000円
実施地域を越えた地点から片道概ね30km以上	2000円
タクシーの場合	実費負担

○サービスの中止・変更・追加・留守の場合

- ・ サービスの利用の中止（キャンセル）や変更・追加をご希望される場合は、速やかにご連絡下さい。担当介護支援専門員と連携の上、調整させていただきます。
- ・ 介護保険制度上、留守宅のサービス提供はできませんので、予定の時間にはご在宅になられるようお願い致します。
- ・ 連絡なしにご不在の場合は、1 回につきキャンセル料として500円を頂くようになりますのでご了承ください。